

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」等について……	1
II	厚木市複合施設への県機関の入居について……	4
III	東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (神奈川県)案について……	6
IV	第4期丹沢大山自然再生計画の策定について……	8
V	かながわ農業活性化指針の見直しについて……	11
VI	公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の経営状況について……	13

I 「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」等について

1 「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」

(1) 趣旨

令和元年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 評価報告書2021」を作成する。

(2) 経過

- 令和元年11月開催の総合計画審議会で「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の進行管理のあり方について審議し、評価方法等について提言
- 令和4年3月、「評価報告書2021」作成方針の策定（新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、「評価報告書2020」に引き続き、内容を「K P Iの進捗状況」と「指標の動向」などに絞り作成。）
- 県の事業部局の報告を基に取りまとめた内容について、総合計画審議会（令和4年5月30日から6月3日まで書面開催）において、「評価報告書2021」として了承

(3) 内容

- 「評価の概要」に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応」を記載するとともに、各プロジェクトの評価の冒頭に、「新型コロナウイルス感染症等の影響」を記載した。
- 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、K P Iの進捗状況の確認を行った。

【K P Iの進捗状況】

K P Iの進捗状況	該当K P I数
K P Iの進捗率が100%以上	49
K P Iの進捗率が100%未満	78
令和4年5月末までに未把握	24
合計	151

- ・ 総合計画審議会から、進捗状況等に対する評価やプロジェクトを推進する上での課題等の意見を聴取した。

【主な意見】

〈プロジェクト3「高齢者」〉

認知症の人にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人だけでなく、支える家族も含めて支援していく取組みを強化することが必要である。

〈プロジェクト6「産業振興」〉

社会全体でデジタル化が加速する中、中小企業におけるデータやデジタル技術の活用を一層促進し、更なる成長につなげていくことが必要である。

〈プロジェクト9「減災」〉

想定を超える気象災害が各地で頻発しており、気候変動を踏まえた、防災・減災対策に取り組んでいくことが必要である。

〈プロジェクト17「雇用」〉

労働力人口の減少が見込まれる中、女性や外国人、障がい者などの多様な人材がそれぞれの強みを生かして活躍していくことが望まれることから、そうした人材に寄り添った支援を講じていくことが必要である。

〈プロジェクト20「協働連携」〉

コロナ禍で生じた様々な課題に対応するため、県民、NPO、企業、大学、行政など多様な主体が協働・連携した取組みを一層推進していくことが必要である。

(4) 公表

評価報告書は、令和4年7月21日から県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。また、公表後、翌日から県民の意見を募集し、寄せられた意見等を政策推進の参考にする。

2 「第3期実施計画」の点検

(1) 趣旨

本県は、令和元年7月に「第3期実施計画」を策定し、計画を推進してきたが、令和4年度は「第3期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

「第3期実施計画」では、政策のマネジメント・サイクルとして、計

画の最終年度において、社会環境の変化を検証したうえで、「第3期実施計画」に示した政策全般について点検を行い、新たな課題の抽出や政策改善の方向性の整理を行うこととしている。そこで、今年度は「第3期実施計画」の総合的な点検を行い、総合計画審議会の審議を経て、点検報告書の取りまとめを行う。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）は、目標年次となる2025（令和7）年に向けた「神奈川の将来像」と「政策の基本方向」を示しているが、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしていることから、「第3期実施計画」の計画期間の最終年度に合わせて、点検を行うこととする。

(2) 点検の基本的な視点

「基本構想」及び「第3期実施計画」の点検に当たっては、次の基本的な視点を踏まえて実施する。

- ・ 「かながわグランドデザイン 評価報告書」を踏まえた検証
- ・ 「社会環境の変化に伴う政策課題について」（令和4年3月総合計画審議会計画推進評価部会）を踏まえた検証
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の検証
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の理念を活かした社会的課題への対応の検証

(3) 今後の予定

令和4年11月	「第3期実施計画 点検報告書（素案）」取りまとめ 総合計画審議会での審議
12月	第3回県議会定例会に報告 県民意見募集を実施
令和5年2月	「第3期実施計画 点検報告書（案）」取りまとめ 総合計画審議会での審議 第1回県議会定例会に報告
3月	「第3期実施計画 点検報告書」公表

《参考資料1》

かながわグランドデザイン評価報告書2021

II 厚木市複合施設への県機関の入居について

厚木合同庁舎及び厚木南合同庁舎の県機関について、厚木市が建設する複合施設への入居に向けた調整を進めており、現在の取組状況と今後の予定を報告する。

1 経過

平成30年3月 厚木市が県に複合施設への入居を要請

平成31年2月 厚木合同庁舎等の再整備について、総務政策常任委員会
に取組状況を報告

平成31年3月 県が厚木市に複合施設への入居方針を回答

令和元年度～ 複合施設への入居に向けた調整



2 市複合施設について

- ・ 厚木市が本厚木駅至近（厚木市中町）に建設する施設で、市役所や図書館のほか、国の行政機関等が入居する予定。
- ・ 厚木市は、設計施工一括発注方式により複合施設を整備することとしており、令和7年度以降の供用開始に向け、現在、基本設計を行っている。

3 取組状況

(1) 県の入居方針

ア 入居方法

区分所有する。

イ 入居予定の県機関

県央地域県政総合センター、厚木県税事務所、厚木保健福祉事務所、
かながわ労働センター県央支所、県央教育事務所、
少年相談・保護センター（警察）、資源循環推進課（分室）、
技術管理課厚木南駐在事務所、砂防課厚木南駐在事務所

(2) 厚木市との調整状況

- ・ 現在、県機関の使用面積、設備の仕様、費用負担等について調整中。
- ・ 県が負担する費用については、区分所有に伴う経費として、建設費等の持分割合相当額を厚木市に支払う方向で調整中。
- ・ 今後、複合施設の区分所有に係る債務負担行為を設定し、厚木市と、入居の確約や費用負担等に関する基本協定を締結する予定。

4 今後の予定

令和4年9月 第3回定例会に補正予算案提出
(債務負担行為の設定)

10月 縣市基本協定締結
施設整備に係る事業者公募の公告（厚木市）

令和5年度 整備着手（厚木市）

令和7年度以降 整備完了（厚木市）

県機関入居、供用開始

※ 県が負担する費用の支払い時期等については調整中。

5 その他

- ・ 特殊な車両の取扱いや資材庫の設置が必要となることから複合施設へ移転しない厚木土木事務所及び厚木水道営業所については、厚木南合同庁舎に集約する方向で調整する。
- ・ 厚木合同庁舎の跡地については、隣接する旧厚木警察署及び旧厚木児童相談所の跡地とあわせて一団の土地として利活用を検討する。



Ⅲ 東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画(神奈川県)案について

水質汚濁防止法に基づき、令和4年1月24日付けで環境大臣から、水質総量削減の基本的事項について、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(東京湾)」が新たに示された。

これに基づき、県では「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画(神奈川県)」及び「第9次総量削減計画における総量規制基準に係る化学的酸素要求量等の濃度(C値)」の策定に取り組んでおり、令和4年3月の当常任委員会に計画素案を報告した。

このたび、素案等に対する県民意見募集及び環境審議会での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案等に対する県民意見募集の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年4月18日～5月17日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、大気水質課
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ 環境関係団体への情報提供
- ・ SNS・メルマガでの情報発信

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 2件

イ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 計画全般について	0件
(イ) 削減目標量について	0件
(ウ) 施策について	2件
(エ) その他	0件
合 計	2件

ウ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 計画に反映した意見	0件
(イ) 趣旨が既に計画に盛り込まれている意見	1件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	0件
(エ) 計画に反映できない意見	0件
(オ) その他	1件
合 計	2件

エ 寄せられた意見の概要

(ア) 趣旨が既に計画に盛り込まれている意見

- ・ 既存の浅水域をこれ以上狭めて海域の自然浄化作用を衰退させることがないようにしてほしい。

(イ) その他

- ・ 事業者には、埋立面積自体の縮小や、干潟の回復を義務付けるべき。

2 素案からの主な変更箇所

- ・ 「3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」について、県民意見募集の結果等を踏まえて「藻場・干潟の分布状況に関する定期的な調査」を追加するなど、再構成した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年7月 関係市長への意見聴取

8月 環境大臣との協議

9月 総量削減計画の公告、総量規制基準の告示

《参考資料2》

東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画（案）

《参考資料3》

第9次総量削減計画における総量規制基準に係る化学的酸素要求量等の濃度（C値）（案）

IV 第4期丹沢大山自然再生計画の策定について

丹沢大山の自然環境を保全・再生するため、第3期丹沢大山自然再生計画（以下「第3期再生計画」という。）に基づき事業を推進している。

この計画は、新型コロナウイルス感染症への対応に注力する「全庁コロナシフト」の中、計画期間を1年間延長し、今年度で最終年度を迎えることから、第4期丹沢大山自然再生計画（以下「第4期再生計画」という。）の策定に向けた検討を始めている。

このたび、計画策定に当たっての基本的事項と方向性等を取りまとめたので報告する。

1 策定の趣旨

平成19年3月に丹沢大山自然再生計画を策定し、その後、平成24年3月に第2期再生計画、平成29年3月に第3期再生計画を策定して丹沢大山の自然再生に関する総合的な施策を推進しているが、第3期再生計画は今年度で最終年度を迎える。

これまでの取組により、ブナ林再生の技術開発やシカの保護管理、土壌保全対策等において一定の成果を得ているが、自然再生には時間がかかり長期的に取り組む必要があることから、第4期再生計画を策定する。

2 基本的事項

(1) 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

(2) 対象地域

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域を含む市町村[※]の市街化区域を除くエリア

※ 相模原市緑区津久井地区、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村

3 第3期再生計画までの成果と課題

(1) 奥山城

ア 成果

ブナ林が衰退する仕組みを解明し、再生の進め方を取りまとめた「丹沢ブナ林再生指針」を活用して統合的なブナ林の再生事業に取り組み、一部で植生の回復や樹木の稚樹の成長が認められた。

イ 課題

ブナ林の再生には長い時間を要し、西丹沢等県境部では、スズタケの一斉開花枯死による下層植生の衰退や、ウラジロモミ等樹木へのシカの樹皮剥ぎなど森林の衰退が続いている。

(2) 山地域

ア 成果

林道から遠い人工林において混交林化を目指した間伐等森林整備を行った結果、下層植生が回復した。

イ 課題

シカの密度が高い場所では下層植生の回復に時間がかかることから、引き続きシカ管理との連携が必要である。

(3) 里山域

ア 成果

平成29年4月に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、地域の実情に応じた支援を実施したことで、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む地域が少しずつ増えている。

イ 課題

野生動物による農作物への被害は、依然として高い水準で推移しており、生活被害や人身被害も増加傾向にある。

(4) 渓流域

ア 成果

治山事業や砂防事業、森林土壌の保全対策を通して、森林と溪流の安定を図るとともに、ダム湖への土砂流入の抑制を図った。

イ 課題

下層植生が衰退した森林から溪流への土壌流出が続いているほか、溪畔林の再生をさらに進めていく必要がある。

4 第4期再生計画の方向性

(1) 奥山域

高標高域に分布するブナ林等で、これまでの調査研究や技術開発の成果を活用したブナ林等の再生の取組を継続するとともに、国有林や近隣自治体と連携して土壌保全対策やシカ管理捕獲に取り組む。

(2) 山地域

地域特性に応じて、人工林におけるスギ・ヒノキと広葉樹との混交林化や森林資源の活用による持続的な森林管理に向けた森林整備とシカ管理捕獲を一層連携させて取り組む。

(3) 里山城

地域住民や関係団体が一体となって進める地域ぐるみの鳥獣被害対策や里地里山保全等への支援を一層進め、地域ごとの課題解決に取り組む。

(4) 渓流域

渓流沿いの森林土壌保全対策に引き続き取り組むとともに、「溪畔林整備の手引き」を私有林等の整備に活用するなど、溪畔林整備技術の一層の普及に取り組む。

5 検討体制

神奈川県自然環境保全審議会並びに、NPO、学識経験者、企業、関係行政機関などから構成される丹沢大山自然再生委員会において意見を聴取する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月	環境農政常任委員会へ計画素案を報告
10月	県民意見募集
令和5年2月	環境農政常任委員会へ計画案を報告
3月	計画策定

《参考資料4》

丹沢大山自然再生基本構想[※]で示された景観域と特定課題

※ 丹沢山地の自然環境保全対策の検討を目的に実施した丹沢大山総合調査（平成16年～平成18年）の結果を分析し取りまとめた、自然再生の基本的な方向と新たな仕組みを示した構想。

V かながわ農業活性化指針の見直しについて

本県都市農業の持続的な発展を図るため、神奈川県都市農業推進条例第8条の規定に基づき2005（平成17）年3月に策定、2017（平成29）年3月に改定したかながわ農業活性化指針（以下「指針」という。）について、新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化や脱炭素化を目指す動きの加速化など、農業を取り巻く環境の変化に対応するため、計画を見直すこととしたので報告する。

1 現状と環境の変化

(1) 現状

現行の指針における目標年度は2026（令和8）年度であるが、数値目標となっている農畜産物の販売額が指針策定時より減少しており、また、農業従事者の減少や高齢化が進んでいる。

(2) 本県農業を取り巻く環境の変化

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によるライフスタイル等の変化
- ・ SDGs や脱炭素など持続可能な社会の実現への貢献
- ・ 気象災害の激甚化や地球温暖化、家畜伝染病の発生、燃油等の価格高騰などへの対応
- ・ デジタル技術の発展と農業分野での活用
- ・ 国の「食料・農業・農村基本計画」や「みどりの食料システム戦略」の策定

2 見直しの基本的な考え方

(1) 計画期間

2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とする。

(2) 変化に対応した方向性

本県農業の核となる経営体による将来を見据えた農業の展開を図るため、環境の変化に対応できる経営体や、スマート農業技術等を導入した生産性の高い経営体、従事者の雇用ができる経営体の育成に取り組む。また、国の「みどりの食料システム戦略」に対応した施策を追加する。

(3) 主要な取組内容

- ・ 意欲ある農業経営体の経営力強化や優良農地の集積、新規就農者等の多様な担い手の確保を推進する。
- ・ 生産性の向上に向けたスマート農業技術等の導入、生産基盤の整備、気象災害等への対応の強化に取り組む。

- ・ ライフスタイルの変化に対応したブランド力強化や、付加価値の向上による県産農産物の販売促進、需要拡大に取り組む。
- ・ 脱炭素につながる環境保全型農業や未利用資源の活用など持続可能な農業生産の推進、県民等の協働による農地や農業の多面的機能の保全を促進する。

3 検討体制

(1) 学識経験者等による審議

神奈川県都市農業推進審議会において審議する。

(2) その他

必要に応じて有識者や市町村、関係団体等へのヒアリング等を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------------------|
| 令和4年9月 | 環境農政常任委員会へ骨子案を報告 |
| 12月 | 環境農政常任委員会へ素案を報告
県民意見募集 |
| 令和5年1月 | 市町村等への素案の説明 |
| 2月 | 環境農政常任委員会へ改定案を報告 |
| 3月 | 指針の改定 |

VI 公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の経営状況について

1 法人の概要

公益財団法人神奈川県栽培漁業協会（以下「栽培漁業協会」という。）は、マダイやアワビなどの種苗の放流や供給等、栽培漁業の推進に関する事業を行うことで、水産資源の維持増大を図り、漁業の振興と県民生活の向上に寄与することを目的に設立された自立化した第三セクターである。

沿革	昭和61年8月 設立 平成23年3月 自立化した第三セクターに移行
所在地	三浦市三崎町城ヶ島養老子
基本財産 [令和4年3月末日現在]	611,170千円（うち、県出捐金は488,468千円〈79.9%〉）

2 最近の経営状況（当期一般正味財産増減額）

	元年度	2年度	3年度
当初計画額	△2,707千円	△578千円	△83千円
決算額	△17,460千円	△9,836千円	△7,244千円

- ・ アワビ種苗生産が不調となり、漁協へ供給するための種苗を県外から調達したこと等により、経費が増加している。

3 経営改善に向けた取組

(1) 基本財産の一部移動

基本財産のうち2億円を特定資産に移動し、その一部を担保に事業資金を借り入れることで、経営の健全化を図ることとしている。

出捐区分	移動前(R4.5月末)	特定資産 2億円移動	移動後
	基本財産		基本財産
県	488,468千円		288,468千円
沿海市町	63,552千円		63,552千円
漁協等	35,236千円		35,236千円
水産団体等	23,914千円		23,914千円
合計	611,170千円		411,170千円

(2) 栽培漁業協会の経営改善計画策定と県の関与

- ・ 直近の決算状況において、計画額を上回る赤字が続いていることから、県の第三セクター等指導調整指針等に基づき、今後、栽培漁業協

会が「経営改善計画」を策定し、経営改善に取り組んでいく予定。

- 県としても、栽培漁業協会の経営改善に向けて、助言・指導等を行っていく。